

## 委 託 契 約 書 (案)

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、平成29年度 観光誘客ポスター制作等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務の名称 平成29年度 観光誘客ポスター制作等業務
- （2）委託業務の内容 別添「平成29年度 観光誘客ポスター制作等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- （3）委託期間 契約締結の日から平成30年3月30日まで
- （4）ポスター納期限 制作するポスター4種類のうち1種 平成29年6月 末日 まで  
" 平成29年9月15日（金）まで  
" 平成30年1月 末日 まで  
" 平成30年3月30日（金）まで

### （委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も、同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

### （委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

### （委託料の支払）

第4条 甲は、前条に規定する委託費を、委託業務が終了し、第7条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙はその請求金額につき、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、事業実施のため必要があると認められる金額については、委託費の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

### （再委託の制限）

第5条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

### （委託業務の実績報告）

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を委託業務終了の日から起算して10日以内又は平成30年3月30日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(適合の検査及び結果通知)

- 第7条 甲は、前条の規定により乙から委託業務終了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、その旨を乙に対して通知するものとする。
- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、補正完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により補正完了報告書の提出があった場合は、第1項の規定を準用する。

(かし担保)

- 第8条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、検査後1年間は、これを完全なものと引き換え、又は補償をしなければならない。

(秘密の保持)

- 第9条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第10条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずること。

(委託業務の中止等)

- 第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条及び第7条の規定に準じ、精算するものとする。

(委託業務の変更)

- 第12条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 2 前項の規定による解除又は変更によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託業務の報告等)

- 第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(著作権)

- 第15条 乙は、この委託業務にあたり使用した写真、イラスト及び原稿を、納品時に全て甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、イラスト及び原稿に関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第16条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求または納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 橋本 昌

乙